

- ・資料 6 ページの令和 5 年度 12 月末までの困難事例について、できる範囲で結構ですので紹介してもらえませんか。
(地域包括支援センター)
- 主なケースについて説明
(運営部会員)
- ・ICT の他ツールの導入等、今後の方向性について教えてください。
(地域包括支援センター)
- 令和 6 年度の法改正の中に、介護情報のデータ連携システムの導入というのが含まれている。それぞれの事業所での環境も違うので一律にすぐ導入というのは難しい状況である。包括として居宅介護支援事業所、サービス事業所との連携がスムーズにいくように関わる必要がある。
(事務局)
- ICT 化については、内容によって判断する必要があるので、町に提案してもらえれば、検討します。
(運営部会員)
- ・1 点目、住民からすると地域包括支援センターでケアプランを担当してもらう方が安心ではないかと思われる方もおられると思いますが、そのあたりの状況はどうですか。
- ・2 点目、先日の認知症ステップアップ講座において、認知症の現状で高齢者のうち 1,900 人の方が認知症とおっしゃられていました。このような状況を受け、町・包括はどのように受け止めたのか。もっと力を入れて取り組むことがあれば教えてください。
(地域包括支援センター)
- 1 点目のプラン作成ですが、包括作成プランか居宅介護事業所へ委託するかは、あくまでも利用者の方やご家族のご意向によって決定しています。居宅介護支援事業所との希望がなければ基本的に地域包括支援センターが担当しています。ケアマネジャー連絡会等を通じて研修会なども行っておりますので、今のところそういったお声はあまりお聞きしていないのが実情です。
2 点目についてですが、ステップアップ講座や総合相談等で対応する中で、認知症の相談が日に日に増えてきているのを実感しています。ただ、認知症サポーター養成講座やキャラバンメイトの養成といった中でも協力いただける方も地域の中には非常にたくさんいらっしゃる。この「チームオレンジ」の輪が機能するところまで持って行かないといけないと感じています。

案件②令和 6 年度の事業計画・収支予算（案）について

- 「地域包括支援センター」より説明
- 審議結果
 - ・以下の審議内容のとおり、質疑・意見があり、この意見に基づき、事業計画（案）を修正し、次回開催の高齢者者保健福祉推進委員会へ報告を行う。
- 審議内容
(部会長)
 - ・保険料支出について、従事者保険・自動車保険と記載されているが、従事者共済会か何かの分か。
(地域包括支援センター)
- 従事者保険については、事業者総合保障と従事者保険の二つが入っている。

従事者保険については、従業員に何かあった際に保険が下りるようなもの。事業者総合保障は、業務、事業所として何か問題、事故とかが発生したときに下りるもの。自動車保険は、2台所有している車の任意保険の金額です。

(運営部会員)

- ・今年度の計画や見込み等から検討して、計画、予算を立てているのか。
特に、物価上昇や賃金等いろいろ騒がれている部分については、見込んで予算を立てているのか。

(地域包括支援センター)

→人件費については、前年度よりベースアップ分は見込んでいる。その他事業費、事務費、光熱費などは、基本的に横ばい。

(事務局)

→人件費については、地域包括支援センターへの委託開始後6年経過しているが、ベースアップや人材確保などの面で人件費の増額の要望があり、協議の結果、令和6年度から増額予定です。

案件③指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

- 「地域包括支援センター」説明
- 審議結果
 - ・委員全員の挙手により承認。
83番、84番の事業所の追加
次回開催の高齢者保健福祉推進委員会へ報告を行う。

案件④その他

- 特になし

8. 審議会の情報	名称	【高齢者保健福祉推進委員会専門部会】 地域包括支援センター運営部会
	根拠法令等	高齢者保健福祉推進委員会規則 地域包括支援センター運営部会設置要綱
	設置期間	平成28年7月4日～
	所掌事項	地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
	委員数	10名以内
9. 担当課	介護保険課	